

## 廃棄物処理委託契約書中間処理方法追加に関する覚書

排出事業者と処理業者とは、平成 年 月 日に締結した「産業廃棄物処理委託契約書」または「建設廃棄物処理委託契約書」に基づき、中間処理施設の追加に伴う覚書（以下「本覚書」という。）を下記の通り取り交わす。

### 記

中間処理施設の所在地	角山開発(株)焼却施設 江別市角山 69 番-9、-10			
搬入できる廃棄物 また、特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体、感染性廃棄物			
施設の処理能力	・ 汚泥の焼却施設 32.02t/日 (24 時間) 1.334 t/時	・ 廃油の焼却施設 17.64 t/日 (24 時間) 0.764 t/時	・ 廃プラスチック類の焼却施設 25.44 t/日 (24 時間) 1.060 t/時	・ 産業廃棄物の焼却施設 42.67 t/日 (24 時間) 1.778 t/時

「本覚書」の内容に、異存なきことの証として、本書 1 通を作成し、排出事業者がこれを所有し、処理業者はこの写しを保有する。

平成 年 月 日

排出事業者

印

処理業者

江別市角山 4 2 5 番地 5  
角山開発株式会社  
代表取締役 寺嶋 忠雄

印